

市第82号議案

特定調停（債務弁済協定）申立事件についての調停

特定調停（債務弁済協定）申立事件について、次のように調停に合意する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

1 事件名 横浜地方裁判所平成22年（特ノ）第1号特定調停（債務弁済協定）申立事件

2 当事者

申立人 中区新港一丁目6番3号
財団法人横浜開港150周年協会
代表者 会長 佐々木 謙 二

相手方 東京都港区赤坂5丁目3番1号
株式会社博報堂JV
代表者
東京都港区赤坂5丁目3番1号
株式会社博報堂
代表取締役 戸 田 裕 一

利害関係人 横浜市
代表者
横浜市長 林 文子

3 調停条項

申立人及び相手方並びに利害関係人は、横浜地方裁判所調停委員会の勧告に基づき、申立人が事業主体として実施した「開国博Y150」をはじめとする横浜開港150周年記念事業（以下「本件事

業」という。)が、横浜市ないし横浜港の歴史を振り返り、未来への発展を期するという目的を持って行われ、社会的な貢献をしたことを認めつつ、申立人の財務状況が債務超過に陥っている現状を踏まえ、申立人に対する債権者である相手方も一定の損失を負担すると同時に、本件事業を当初発案し、本件事業について多大な関与と支援をしてきた利害関係人も、申立人の総債務のうち固有の資金により弁済できない額のおおむね 2 分の 1 相当額を補助金として拠出することを基調とした相当額の追加支援を行い、もって本件問題の妥当かつ早期の解決に資するために、本調停時点において、解決可能な範囲の債権者との間において本調停を成立させるものとする。

なお、申立人及び利害関係人が、他の債権者と調停その他の合意を成立させるときは、本調停に基づく相手方に対する配当率を超えないものとする。

- (1) 申立人及び相手方は、申立人の相手方に対する本調停時点における債務(以下「本件債務」という。)の残額が以下のとおりであることを確認する。

平成21年4月1日付け業務委託契約に基づく業務委託代金債務

金 3,438,330,026 円

- (2) 利害関係人は、申立人から相手方に対し、別紙配当表のとおり、本件債務のうち7割に相当する金額が支払われることとなるよう、申立人固有の資金で不足する分に充当させるため、申立人に対し、下記金額を補助金として交付することとし、これを平成23年1月末日限り、申立人が上記補助金の交付を受ける

目的で開設した専用の預金口座に振り込む方法により支払う。
申立人は、上記補助金を本調停条項に定めた目的以外に使用することはできない。

相手方への支払充当用 金 1,265,518,710 円

- (3) 申立人は、利害関係人に対し、申立人と申立外近畿日本ツーリスト株式会社、同相鉄観光株式会社及び同株式会社日本旅行との間の入場券代金返還請求事件（横浜地方裁判所平成22年（ワ）第1654号、平成22年（ワ）第2242号、平成22年（ワ）第987号及び平成22年（ワ）第2136号事件）の結果、申立人が上記各会社から回収できた金員から回収のための諸経費を控除した金員を、補助金の返還金として支払う。
- (4) 申立人は、相手方に対し、平成23年2月末日限り、別紙配当表のとおり、本件債務のうち7割に相当する金額として、申立人固有の資金から1,141,312,308円と第2項により利害関係人から交付を受けた補助金とを合算し、金2,406,831,018円を相手方が指定した預金口座に振り込む方法により支払う。
- (5) 相手方は、申立人に対し、前項の金員が支払われたときは、当該入金日をもって、本件債務の残額を免除する。
- (6) 申立人、相手方及び利害関係人は、申立人と相手方及び利害関係人と相手方との間において、本件事業に関する諸問題が円満に解決されたものとし、本調停条項に定めるもののほか、互いに何らの債権債務が存しないことを確認する。
- (7) 調停費用は、各自の負担とする。

配当表

番号	債権者名	債権額	配当額	配当率
平成 22 年 (特ノ) 第 1 号				
1	株式会社博報堂JV	3,438,330,026 円	2,406,831,018 円	70.000%

【内訳】

	財団法人横浜開港 150 周年協会固有資金支払額 (株式会社博報堂JVのみ)		1,141,312,308 円	33.194%
	横浜市補助金支出額 (株式会社博報堂JVのみ)		1,265,518,710 円	36.806%

提 案 理 由

特定調停 (債務弁済協定) 申立事件について、財団法人横浜開港 150 周年協会及び株式会社博報堂JVと調停に合意したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成 21 年 4 月から
平成 21 年 9 月まで
- 平成 21 年に横浜開港 150 周年を迎えた横浜市では、様々な横浜開港 150 周年記念事業が実施されたが、その 1 つとして、財団法人横浜開港 150 周年協会（以下「協会」という。）の主催により、横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」（以下「開国博 Y150」という。）が開催された。開国博 Y150 では、ベイサイドエリアのイベントが平成 21 年 4 月 28 日から同年 9 月 27 日まで、ヒルサイドエリアのイベントが同年 7 月 4 日から同年 9 月 27 日まで開催され、開催期間中の入場者数は、無料会場と有料会場とを合計すると 7,166,300 人にとどまった一方、有料会場の入場者数は、目標の 5,000,000 人に対して 1,239,325 人にとどまった。
- その後、開国博 Y150 に関する協会の収支見込について、入場料収入等が減少した結果、総事業費が約 15,700,000,000 円と見込まれるのに対し、収入は約 13,200,000,000 円と見込まれ、約 2,500,000,000 円の未確定額が発生していることが判明した。
- 2 平成 22 年 3 月 30 日
- 協会は、開国博 Y150 のベイサイドエリア

のイベントに関する業務を受託した株式会社博報堂 J V (以下「博報堂 J V」という。)が支払を求めている委託代金額は概算契約に基づく額であり、未確定である等として、博報堂 J V に対し、債務額を確定すること等を請求して横浜地方裁判所に特定調停の申立てを行った。

- 3 平成 22 年 5 月から
平成 22 年 7 月まで 博報堂 J V は、特定調停に応じ、協会との間で 3 回にわたり話し合いを行った。
- 4 平成 22 年 8 月から
平成 22 年 10 月まで 横浜市は、協会と博報堂 J V との間で行われていた特定調停の調停委員会から、利害関係人として参加することが相当であるとの呼出しがあったため、特定調停に参加し、協会及び博報堂 J V との間で 5 回にわたり話し合いを行った。
- 5 平成 22 年 11 月 15 日 特定調停の調停委員会から、調停条項案が提示された。

株式会社博報堂 J V の構成員

- 1 東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 1 号
株式会社博報堂
代表取締役 戸 田 裕 一
- 2 東京都港区赤坂 4 丁目 8 番 18 号
株式会社東急エージェンシー
代表取締役 桑 原 常 泰

- 3 港南区上大岡西一丁目 13 番 8 号
株式会社京急アドエンタープライズ
代表取締役 松尾茂之
- 4 神奈川区栄町 5 番地の 1
株式会社相鉄エージェンシー
代表取締役 櫻木政司郎
- 5 中区山下町 1 番地
株式会社横浜アーティスト
代表取締役 内田秀三
- 6 中区常盤町 2 丁目 19 番地
株式会社旭広告社
代表取締役 中谷忠宏
- 7 中区太田町 2 丁目 23 番地
株式会社神奈川新聞社
代表取締役 堀田憲司
- 8 東京都渋谷区神山町 4 番 14 号
株式会社 NHK エンタープライズ
代表取締役 小野直路

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁

決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第 13 号から第 15 号まで及び第 2 項省略）